

## 令和2年度第2回北区子ども・子育て会議 意見及び回答

No.	資料No.	意見概要	回答
1	1-1	今後の区立幼稚園の認定こども園への移行の進捗状況について教えてください。	平成26年度の子ども・子育て会議において、今後の区立幼稚園は、就学前教育のさらなる充実を図るとともに、区民ニーズにも積極的に応えるため、幼稚園機能、保育園機能、地域の子育て支援機能を併せもつ『認定こども園』への移行について、積極的かつ計画的に取り組むべき旨の答申が出された状況から、区では、「北区基本計画2015（平成27年3月策定）」において、「既存の区立幼稚園は、区立認定こども園に移行する」とし、前期（平成27～31年度）と後期（平成32～36年度）に各1園の開設を計画し、平成29年度に北区初の認定こども園であるさくらだこども園を開設しました。
2	1-1	北区では「区立幼稚園の今後の方向性について」を定めていると思いますが、内容について確認ができませんでした。現時点で、区立幼稚園4園、こども園1園の位置付け・方向性（合併、廃止、こども園化等）をどのように考えていますか。	
3	1-1	今回のように10月の園児募集後の対応を都度とすることは、定員を満たさない場合、区民と行政の両面にとって大きな負担が生じます。私立園が23園ある中で、税金で区立幼稚園の運営をこのまま続ける必要があるかを含め検討をしなければいけないと思います。土地・建物の転用や幼稚園教諭の処遇も考えると、早急な対応が必要だと考えます。	さらに、令和2年3月に策定した「北区基本計画2020」及び「北区経営改革プラン2020」において、令和2年度から11年度までの間に、区立幼稚園を再編し、区立認定こども園を2園開設する計画を立て、今年度、検討委員会を設置し、今後の方向性について検討を進めてまいりました。このたび検討結果がまとまりましたので、次回の子ども・子育て会議でご報告させていただきます。
4	2-1 P.1	区立認定こども園：ふくろ幼稚園が次年度募集の結果11名に至らず、今後の募集を打ち切る（実質の閉園）ようです。平成29年度に1園開園ただけで進行していません。なぜ早期にこども園に移行しなかったのか、疑問に思います。	
5	1-1	ふくろ幼稚園は、休園後、廃止等のような対応になりますか。	ふくろ幼稚園周辺では、今後急減な人口増が見込まれていない状況や、敷地が借用であることから、原則廃園になる見込みです。
6	1-1	さくらだこども園以外の区立幼稚園では、応募者数が定員の半数を下回っています。その理由をどのように分析していますか。	北区では保育所の定員拡充を務めてきたことから利用者の選択の幅が広がり、保育園への入所が増えていると考えられます。また、分析が難しい部分もありますが、認定こども園であるさくらだこども園の入所率が高いことから、開所時間が長い施設に入所希望の共働き世帯が増加していることも一因ではないかと考えています。
7	1-2	GIGAスクール通信について、女兒の発言の語尾が「～かしら」「～だわ」等のいわゆる「女ことば」になっていますが、使用を控えていただければと思います。現実の使用傾向に明確な性差がないことから、今はもう使用しないようになっています。	ご指摘ありがとうございます。内閣府男女共同参画局では「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」（平成15年3月）を作成しており、男女で異なった表現を使わないことなどが留意すべき点として挙げられています。また、北区男女共同参画条例第五条に「あらゆる情報の公表に当たっては、性別に起因する人権侵害を助長することのないよう」と明記されています。 よって、今後の発行にあたっては、適切な表現を用いるよう努めます。

## 令和2年度第2回北区子ども・子育て会議 意見及び回答

No.	資料No.	意見概要	回答
8	1-2	GIGAスクール運用ルール検討、プロジェクトチームの検討状況を定期的に発信し、メール等で要望や意見を求めるやり方もあると思いました。個人的には学校からの配布物やスケジュール、行事の様子など発信でき、PTAとも連携して保護者も参加型の仕組みがあると活発になると思います。	GIGAスクールの推進にあたっては、昨年末、教職員や保護者を対象とするアンケートを実施しました。今後も可能な限り、ご意見をいただきながら進めていきます。教職員、保護者ともに、従前のやりかたにとらわれることなく、効率的で使い勝手のよい仕組みを構築していきます。
9	1-2	GIGAスクール通信は、GIGAスクール構想についてわかりやすく説明しようという意図は理解できますが、文字が多く、先生が生徒に教えるといった雰囲気になっています。重要なポイントだけに絞るようレイアウトを工夫すると良いと思います。	GIGAスクールの推進にあたっては、教職員や保護者等に、さまざまな情報を伝えながら、ご理解をいただき、4月から円滑にスタートしたいと考えています。ご意見をふまえ、GIGAスクール通信のほかにも、ポイントを絞りながらお伝えするPRを別途、行っています。
10	1-3	2（2）の「ひとり親世帯への給付」として、児童扶養手当受給者への臨時特別給付金を、北区独自の施策として1世帯あたり5万円支給したことは評価できます。コロナ禍は、ひとり親世帯（多くは、非正規就労だったりする）を直撃しているからです。あわせて、ひとり親世帯の子どもの進学費用補助（給付型奨学金）があれば、進学を諦めずにすむ子どもの役に立てると思います。	高校就学に関する支援については、国や都の制度が著しく充実しつつあるなか、区奨学資金の貸付希望が、2年続けて需要がない状況です。制度自体の存続も、検討する時期にあると考えています。 大学等の費用に関する支援については、令和2年4月から高等教育の修学支援新制度により、住民税非課税世帯等に対する授業料・入学金の免除または減額と、返還を要しない給付型奨学金の大幅拡充がなされました。これに該当しないひとり親世帯への支援は、現時点では区として検討段階にはありませんが、国や他自治体の動向を注視しながら、支援の方法を考えていきます。
11	2-1 P.3	2-5-1 奨学資金の貸付は、できれば部分的にも「給付型」にできないでしょうか。奨学金等の返済は本人にとっても負担が大きいものです。	
12	2-1 P.3	2-5 経済的に困難な高校生への奨学資金貸付について、低所得世帯の子どもが教育を受けるための借金に苦しまないよう、非課税世帯については償還免除とするなどの対応が必要だと思います。	
13	1-3	2（1）の子育て世帯への給付金ですが、給付先が「世帯主」という事が気になりました。特別定額給付金（10万円）の際にも話題になりましたが、離婚が成立していない家庭へは、実態を調査の上で子どもを養育している保護者が受け取れるようになっていますか。また、そうであってほしいと思っています。	2（1）の子育て世帯への臨時特別給付金は、令和2年4月分の児童手当で指定されている口座へ振り込む形で支給しています。DV被害によりお子さんとともに避難している人で、当該月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合等には、個別にご相談を受け付けています。 （3）の新生児臨時特別給付金では、申請者を原則「父又は母」と選べるようにするとともに、DVをはじめ前記のような個別のご相談があった場合には、できる限りその実情を踏まえた対応を図ります。

## 令和2年度第2回北区子ども・子育て会議 意見及び回答

No.	資料No.	意見概要	回答
14	1-4	資料では、エリアにおける定員の増減が分からないので、新規開設・定員変更後の各エリアの定員の増減も示してはいかがでしょうか。	保育施設の定員については、北区子ども・子育て支援計画において3地域（赤羽、王子、滝野川）で定員数を計画していますので、ご意見を踏まえ、計画にあわせた資料作成ができるよう工夫していきます。
15	1-5	働き方の多様化が進み、学童クラブへのニーズはより高まっていくことが予想されます。そうした中、35人学級への移行に伴い普通教室の確保も求められています。そこで、従来の建物の管理運営を小学校と学童で分けるやり方ではなく、相互で利用し合う様な仕組みを早急に考える必要があるのではないかと思います。 例えば、体育館を学童クラブの場所として放課後に解放したり、教室に余裕がない小学校は学童棟を普通教室に転用したりするなど考えられます。	少人数学級の推進については、昨年末に令和3年度政府予算案が閣議決定され、小学校について学級編成の標準を5年かけて学年進行で35人に計画的に引き下げる方針が示されました。 児童数が増加傾向にある北区において、教育環境の確保と放課後の居場所の両方を実現するために、放課後子ども総合プランにおける学校施設の共用など、既存施設の更なる活用や創意工夫を図ることにより、必要な教室等を確保します。
16	2-1 P.2	1-2 児童館の子どもセンターへの移行：学童利用者の増加により学童クラブが増設されている中、わくわく☆ひろばと学童の一体運営には無理があるのではないのでしょうか。子どもたちが学校内に押し込められて「息が詰まる」という声も聞かれます。児童館を急いで子どもセンターにしないでよいのではないのでしょうか。	小学生の放課後の安全・安心な居場所の確保のために、学童クラブと放課後子ども教室の一体的運営は重要であると考えます。一方で、児童数の増加や学童クラブ利用者の増加、35人学級の導入等により、放課後の児童の活動場所を確保することについては、教育活動に影響を与えない範囲で、放課後における学校施設を有効に活用していく必要があります。現在、子ども未来部内にプロジェクトチームを設け、ハード、ソフト両面から、児童や保護者のニーズに対応した、放課後の児童の居場所の確保について検討を進めているところです。
17	2-1 P.2	1-1-2 児童館の子どもセンターへの移行の推進が進まないのはなぜでしょうか。	なお、今後の子どもセンター化においては、基本的には従前の方針に沿って、実施することを念頭に置きながら、年少人口増加やウィズコロナへの対応など、近年の環境変化を踏まえ、乳幼児親子の支援の充実など、子どもセンターの機能を地域の子育て支援の核として位置付けていよう関係各課と検討を行っています。
18	2-1 P.2	2-1-1-2 学力フォローアップ教室：「つまずき」の解消になっているのでしょうか。	全区立小学校においては、補習教室の実施による児童の基礎的・基本的な知識・技能の定着度を検証するために、年2回、「北区基礎・基本の定着度調査」における問題を対象児童に取り組みせています。その結果からは、全体的に対象児童の正答率が向上していることが読み取れるため、つまずきの解消につながっていると考えます。

## 令和2年度第2回北区子ども・子育て会議 意見及び回答

No.	資料No.	意見概要	回答
19	2-1 P.3	2-6-1 子どもの貧困問題の理解促進のための教職員研修の実施：53人で評価が「○」とありますが、教職員・保育士・幼稚園教諭・児童館・学童クラブのスタッフ等、対象範囲が広い事業なので、目的達成のためには、参加をもっと増やす必要があります。	理解促進のために参加者数を増やすことは重要であると考えます。対面での研修だけでなく、オンライン受講や限定動画配信など、対象となる受講者が参加しやすい環境を整備していきます。
20	2-1 P.4	3-1 地域の中での学習支援の推進と区の施設を利用しての居場所事業について、経済的に困難な家庭の子どもが窮地に立った時にすぐに相談しようと思える大人と出会う場として、これらの取り組みがうまく機能するよう、場づくりを工夫していただければと思います。事業の進捗管理はどうしても教室数や人数で確認することになるとは思いますが、そこでの関係づくりがカギだと思います。	学習支援事業では、学力の向上だけでなく、子どもの居場所としての機能も担いながら、生活習慣の形成・改善や社会性の育成を図っています。小学生の学習支援事業では、地域の支援者や学生ボランティア等が身近な大人として信頼関係を築きながら相談に応じている他、委託事業者を通じて北区くらしとしごと相談センター(自立相談支援機関)やスクールソーシャルワーカー等と連携し、必要な支援等の情報提供を行っています。中学生の学習支援事業では、専門の心理カウンセラーを配置して、日常の悩みなど気軽に相談できる環境づくりを行っています。今後も子どもの状況に寄り添った学習支援事業を展開できるよう工夫していきます。
21	2-1 P.4	3-1-1-1 学習支援事業：次の欄の「子ども食堂」同様、北区社会福祉協議会への委託事業なので、その旨を明記してください。また、この事業を実際に行っている「地域の団体」としては、講師の確保が大変です。学生対象の交通費「クオカード500円」を値上げしていただきたいです。	北区社会福祉協議会へ学習支援団体の活動の運営支援等を委託している旨、明記をいたします。また、学生対象の交通費相当のクオカードの金額につきましては、区議会からもご指摘をいただいております。現在、所管課にて検討をしています。
22	2-1 P.4	3-2-1 区有施設等を活用した学習の場や居場所づくり：ボランティア団体運営の「子ども食堂」と民間学習塾委託の学習支援事業は区分けしてほしいです。この「学習支援事業」は、対象が中学生の『みらいきた』と、明記してほしいです。	現在の北区未来応援プランでは、小学生と中学生の各学習支援事業及び子ども食堂が明確に区分けされずに記載されています。計画策定以降これらの事業はそれぞれ充実を図りながら推進してきましたので、北区未来応援プランの修正版で記載方法の工夫を図ります。
23	2-1 P.4	3-3-1 NPOやボランティア団体等…：3-2-1と重複していませんか。	
24	2-1 P.4	3-2-2 学童クラブ、わくわく☆ひろばの学習支援の充実：事業実績で「34か所で宿題学習を実施」とありますが、児童館では宿題や学習を充実させるという観点はありませんでした。また、わくわく☆ひろばでは放課後の滞在時間がとても短いです。冬場は16時半までしかいられないのに、学習をやらせる時間より遊ぶ時間を大事にしたいです。	わくわく☆ひろばの放課後子ども教室は、学校からランドセルのまま利用できる事業です。そのため、一旦帰宅してから利用する児童館と異なり、宿題をしたい児童のための場所や学習習慣を身につけるための時間を設けています。来室後、おおむね15～30分程度ゆっくり過ごす時間を設けていますが、遊びの時間も確保できるよう工夫をしています。

## 令和2年度第2回北区子ども・子育て会議 意見及び回答

No.	資料No.	意見概要	回答
25	2-1 P.5	<p>施策4-1 児童養護施設等を退所する子どもを応援する仕組みについて、住宅支援は退所準備のみならず、退所した後も必要です。退所後概ね25歳までを対象に支援できるとよいと思います。一般家庭の場合、連帯保証人や緊急連絡先は親が高齢になるまで親が担い、初期費用については子どもが就職するまでは親が負担するのが通常だと思いますので、社会的養護出身の若者にもせめて25歳までは公的な支援があるとよいです。支援の内容は、家賃債務保証料の補助、家賃補助、更新料の補助、緊急連絡先・連帯保証人のサポートがあるのが望ましいです。住宅が安定することにより、より安定した仕事を選ぶ余地が出てくるため、社会に出るスタート地点で手厚い住宅支援を行うことは大変重要です。</p>	<p>児童養護施設等を退所する子どもへの住宅支援の充実は、区としても重要な施策であると認識しており、これまで北区居住支援協議会において課題や問題提起がされるとともに、子ども家庭支援センターにおいても、区内児童養護施設等の関係機関と協議してきました。一方で、児童養護施設等を退所する子どもへの住宅支援については、現在、国や東京都等が実施、事業拡充しており、区が実施する事業との役割分担が必要であると考えます。</p> <p>引き続き、国や東京都、関係機関の支援内容等の動向を注視するとともに、区内児童養護施設との意見交換等の情報収集に努め、区立児童相談所設置に向けて、児童養護施設等を退所する子どもを応援する仕組みを検討していきます。</p>
26	2-1 P.5	<p>4-1 児童養護施設等を退所する子ども…：具体的に「居住支援」できるようになったのでしょうか。何を以て「○」と評価しているのでしょうか。</p>	
27	2-1 P.6	<p>5-2-1 SSW：活動件数をSSW4人で割ると、1か月1人あたり116件になります。オーバーワークにならぬよう、きめ細かな対応ができるよう、常勤体制にしてこそ「◎」だと思います。</p>	<p>令和2年度よりスクールソーシャルワーカーを4名から1名増員し、5名体制としています。</p>
28	2-1 P.6	<p>5-2-1 SSWの活用について、4名で186件のケースを担当すると思うような支援・関わりが難しいのではないのでしょうか。丁寧な粘り強い関わり、学校の先生方とのチームでの支援には時間を要します。SSWからみて必要な支援が行えるような人員体制にする事が必要です。</p>	<p>今後、学校や地域の状況等を勘案し、区内12の中学校サブファミリーを単位とするスクールソーシャルワーカーの配置を視野に入れつつ、拡充を図っていくよう検討を進めていきます。</p> <p>なお、スクールソーシャルワーカーの常勤化については、国が常勤化に向けた調査・研究を行っていますので、その動向を注視していきます。</p>
29	3 P.3	<p>施策5-8 スクールソーシャルワーカーの活用について、スクールソーシャルワーカーが担当ケースの支援において必要な動きができるよう、人員をさらに増員するよう、ご検討をお願いいたします。</p>	

## 令和2年度第2回北区子ども・子育て会議 意見及び回答

No.	資料No.	意見概要	回答
30	2-1 P.6	5-3-1 ひとり親家庭の相談窓口の使いやすさなどが進められていると思いますが、支援パンフレットやチラシといった紙媒体だけでなく、スマホ等で簡単にアクセスできる情報発信の仕組みを作れないでしょうか。	北区そらまめ相談室（ひとり親家庭等相談室）では、令和2年度より、専用ホームページやメールマガジンの運用を開始し、区民の方にとって利用しやすいサービスを目指して提供しています。また、そらまめ相談室の情報は、これまで北区ニュース、区ホームページ、子育て情報配信メールなどを活用して発信していましたが、ご意見を踏まえ、きたハピ及びきたハピモバイルの充実を図り、スマートフォンからのアクセスも容易にできるよう工夫していきます。
31	2-1 P.7	6-1-1 生活困窮世帯の保護者：就労につながった件数は何件でしょうか。就労準備支援事業とはどのような事業でしょうか。	就労支援者のうち、就労につながった件数は109件です。 就労準備支援事業とは、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、日常生活に関する支援、社会自立に関する支援、就労自立に関する支援の3段階の支援を実施する、生活困窮者自立支援事業の任意事業の一つで、北区では平成29年度より委託実施しております。
32	2-1 P.8	7-1-2 「子ども＊みらい応援」への寄付金：「260,00円」と記載がありますが、「260,000円」が正しい金額でしょうか。	正しくは260,000円です。
33	2-1 P.8	7-2-1 ※[68]に集約 [68]とは？	[68]は誤記です。正しくは、[P4 施策3-3-1]です。
34	2-2 No. 7	自分への肯定的評価の比率が年々上昇していたのが、令和元年度では低下していることに対して、今後の推移とともに、原因の精査対処は必要かと思えます。	令和元年度の単年度数値では昨年度よりも低下していますが、同様に東京都や全国の数値も低下しています。このことの原因分析については、今後の課題と考えております。 北区においては、複数年で見ると児童・生徒の自分への肯定的評価は上昇傾向であると考えられますが、今後の推移を注視するとともに、教育活動をととして児童・生徒の自己肯定感の醸成に努めていきます。
35	2-2 No. 11	小学校・中学校の不登校者数（率）のところで、不登校者数（率）が年々上昇していると思うのですが、その原因の分析や対策について今後行う予定はあるのでしょうか。	不登校者数の全国的な増加とともに、北区においても増加傾向にあります。現在、北区においては、不登校についての調査を年3回実施し、不登校者毎に要因を分析し、サポート体制の充実を図っています。また、区内フリースクールや子ども支援の関係団体と情報交換を行い、子どもの居場所づくりに努めています。
36	2-2 NO. 11	不登校者の増加の理由には、どのようなものが考えられるでしょうか。	不登校者数の増加傾向については、様々な要因が考えられますが、期を同じくして教育機会確保法が施行されているため、法の趣旨が保護者に浸透したことも要因の一つと考えています。

## 令和2年度第2回北区子ども・子育て会議 意見及び回答

No.	資料No.	意見概要	回答
37	2-2 NO.14	「将来の夢や希望」がやや減少傾向なのが気になります。	令和元年度の単年度数値では、確かに減少しています。今後の推移を注視するとともに、将来の夢や希望をもって可能性にチャレンジする力を育成するために、新学習指導要領で重視しているキャリア教育の充実を図っていきます。
38	3 P.1	施策1-3 さくらんぼ園について、さくらんぼ園への整備拡充は、医療における発達支援としてとても重要で、引き続きご支援をお願いいたします。	さくらんぼ園は福祉型の児童発達支援センターに移行し、子どもの発達障害を含む障害に関する相談支援体制の拡充を図るとともに、保育所等訪問支援等を実施いたします。医療型については東京都立北療育医療センターが担っていますが、今後とも連絡会等を通じて、連携を図りながら、地域の障害児やその家族への支援の充実を図っていきます。
39	3 P.2	施策3-1 小学生の学習支援事業について、コロナで令和2年2月下旬に休止して以降、2会場で再開の見通しがついていないと聞きます。そこに登録している児童のために、何か対策はあるのでしょうか。	令和3年1月19日現在、7教室中4教室が、二度目の緊急事態宣言の影響を受けて休止しています。代替策として、各教室の実情等を踏まえた上で、オンラインでの英語教室、郵送による手紙や宿題等の添削など、運営者のみなさまが様々な手法を検討の上、参加児童へ途切れない支援を目指して対応しているところです。今後も継続して、各教室の自主的な運営をサポートしていきます。
40	3 P.2	施策3-3 子ども食堂について、補助増額については評価しますが、まだ少ないように思います。	子ども食堂の補助金については、令和2年度から対象事業を宅食にも拡充するとともに、令和3年度はアウトリーチの活動や児童の見守り支援等ができる体制を検討するなど、補助額の増額だけでなく、支援の幅を広げていくことを考えています。
41	3 P.2	施策3-3 子ども食堂について、「子ども食堂の年間補助額の増額24万円→170万円に引き上げ」以上の点賛成です。	
42	3 P.3	施策5-2 子どもショートステイについて、児童相談所による一時保護（行政処分）が必要ではないご家庭が臨機応変に活用できるよう、これまで以上に柔軟な対応をしてほしいです。特に、傷病による利用の場合は突発的な事情が多いため、当日でも利用できるよう（例えば事務手続きは後日とするなど）検討してほしいです。現状のやり方では、傷病等による突発的な事情で子どもショートステイを利用したい時に、事務手続きの関係で当日急にショートステイを利用することができないので、児相で一時保護する場合があります。一方で、一時保護は行政処分であり、各種調査を行う必要があるため、保護者の意向に沿って、すぐにお返しできない場合があります。保護者の希望や目的に合わせてお子さんの預かりが可能となるよう、ショートステイの受け入れを柔軟にしていきたいです。	子どもショートステイ事業については、令和2年度より利用要件を拡充し、区民の利用申請期限を5日前から3日前に変更しました。併せて、育児疲れ等のレスパイトによる利用を要件に加えることで利便性の向上を図りました。今年度の利用状況やいただいたご意見を踏まえ、今後も区民が利用しやすい柔軟に対応できるサービスとなるよう検討を進めていきます。

令和2年度第2回北区子ども・子育て会議 意見及び回答

No.	資料No.	意見概要	回答
43	3 P.4	<p>施策6-4 居住支援協議会について、「追加・修正内容」に書かれているのは主として入居したい人への情報提供ですが、より大きな課題は、困難がある人でも借りることのできる住宅が少ないことです。入居者へのサポート（経済的、見守り等）を手厚くすることで住宅提供者の不安を減らし、マッチングしやすくするのが居住支援協議会の役割ですので、より具体的な仕組みづくりを進めていただきたいと思います。子育て世帯については、中長期で将来的な収入向上が見込める場合が多いので、家賃低廉化を予算化することで住宅セーフティネット制度も比較的機能しやすいと思われます。</p>	<p>ご意見のとおり、民間賃貸住宅の大家さんの理解を得ることが難しい状況であるため、居住支援協議会の取り組みとして不動産関係団体及び東京都居住支援法人と、居住支援に係る包括連携協定の締結や、民間賃貸住宅に入居等する際、電球の点灯による安否確認を行う「見守り・補償サービス」を利用する方を対象に初回登録料を助成する事業を開始するよう区へ提案する予定です。今後も、居住支援協議会での協議を踏まえ、住宅確保要配慮者への支援策について適宜、検討していきます。</p> <p>また、住宅課では家賃低廉化事業は実施しておりませんが、ファミリー世帯が区内で民間賃貸住宅から民間賃貸住宅に転居した場合に礼金と仲介手数料の費用を助成する「ファミリー世帯転居費用助成事業（上限30万円）」と10年以上北区に住む親世帯に近居して住宅を取得する子育て世帯を対象に、登記費用を助成する「親元近居助成事業（上限20万円）」を実施しています。</p> <p>なお、東京都において住宅確保要配慮者が入居可能な住宅をセーフティネット住宅として登録していますので、その動向も注視していきます。</p>
44	3	<p>北区未来応援プランで、新規・拡充・追加の取組事業については紹介がありますが、廃止・縮小された取組事業についても、その妥当性を確認するために、一度は理由とともに紹介してほしいと思っています。（もちろんのことですが、予算とニーズとの兼ね合いがあると思いますので、取組事業の廃止・縮小をすべきではないと思っているわけではありません。）</p>	<p>廃止・縮小された事業につきましては、これまで各年度の実績報告の中で個別に掲載がありましたが、理由とともに妥当性を判断するような案内はしていませんでした。一覧のような形で示せるよう工夫します。</p>
45	その他	<p>離婚が成立しても養育費を約束通り受け取れてないひとり親家庭がある場合、他の区では養育費の受け取り支援の制度があると知りました。  <a href="https://www.city.toshima.lg.jp/259/2002251331.html">https://www.city.toshima.lg.jp/259/2002251331.html</a>（豊島区の養育費の受取支援に関するページ）</p>	<p>離婚後にひとり親家庭が貧困に陥らないよう、不払い養育費の受け取りを自治体が後押しすることは、一定の効果があると考えられます。そらまめ相談室をはじめ、まずはひとり親家庭の相談機能の充実を図るとともに、豊島区だけでなく、先行する明石市や港区などの事例も参考にしながら、養育費の受取支援についてのニーズを確認し、必要に応じて検討していきたいと考えます。</p>
46	その他	<p>Zoomなどを利用して、会議に遠隔で参加できるようにしていただきたいです。</p>	<p>次回の子ども・子育て会議で、試験的にオンライン会議を実施することで検討しています。</p>



令和2年度第2回北区子ども・子育て会議 意見及び回答

No.	資料No.	意見概要	回答
47	その他	「ヤングケアラー」（家族の介護やケアを担うティーンエイジャー等の子ども）の相談窓口などを加えられないでしょうか。経済的な困難というよりは、本人の勉学等に影響が出ているケースがあります。たとえば、保護者の精神疾患などで、誰にも相談できずにいる子どもがいます。児童相談所より、もっと身近に相談できる役所の「LINE相談」などが設けられないでしょうか。	家族の介護や身の回りの世話を担っている「ヤングケアラー」が暮らす家庭では、就労や障害など複数の課題を抱えるケースがある一方、子どもやその家族が課題を認識していない等の理由により、表面化しにくいケースもあると存じます。 課題の解決には、区の関係部署が「ヤングケアラー」の課題や情報を共有し対応する必要があると同時に、学校等の子どもが所属する機関との連携が重要であると考えます。 今後も子どもが相談しやすい体制の整備について検討するとともに、関係部署や関係機関等が連携し、ヤングケアラーの早期発見や支援ができる体制を整えてまいります。
48	その他	令和2年度はコロナ禍で大変難しい状況ですが、貧困問題はより厳しくなっていますので、メリハリをつけて計画を柔軟に変更しつつ、本当に困っている子どもや家庭の支援に資源を投入していただきたいと思います。	貧困の状況にある子どもとその家庭を取り巻く環境は、コロナ禍により、一層厳しいものになっています。北区子どもの未来応援プランに掲げる各施策をより一層推進し、貧困対策を止めることなく実施していきます。
49	その他	はびママたまご・ひよこ面接のオンラインによる実施は、コロナ禍のため追加された事項でしょうか。 家族以外と会うことを控えて過ごす中で、「新生児訪問」で保健師が訪問した際に、体重測定等で新生児に直接触れられることは、不安に思う人もいます。そういう場合には、電話で訪問した形で実施してもらうこともあると聞いていますが、顔を見ながらのビデオ通話が可能であれば、さらなる不安解消や、「孤立しない」ことにつながるのではないかと思います。孤立せずに安心して子育てしていくことができるよう考えていただければと思います。	新型コロナウイルス感染拡大を防止しつつ、保護者の育児不安の解消を図るため、オンラインによる「はびママたまご・ひよこ面接」を試行的に開始いたしました。今後も対面での面接や家庭訪問を原則としつつ、他の事業へのオンライン手法の導入も検討していきます。